富山県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) R3 年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
R4 年度	1, 028, 440	614, 212, 503	1, 165, 695	127, 351, 945	20. 7	20. 5

- 注1 普通会計とは、企業局・中央病院等を除く県事業全般を行うための会計をいう。
- 注2 人件費には、一般職員、小・中・高の教員、警察官に支給される給与・退職手当・共済費及び 知事・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含む。
- 注3 住民基本台帳人口は、令和4年1月1日現在での人口である。

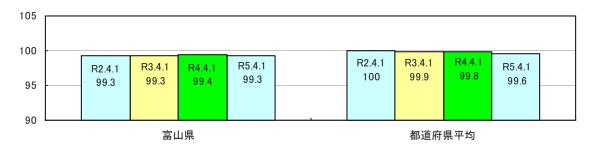
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

	職員数		給	与 費	
区分	概 A A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	∄B
	人	千円	千円	千円	千円
R4 年度	14, 091	59, 024, 086	10, 958, 538	22, 789, 561	92, 772, 185

一人当り	都道府県平均
給与費	一人当たり
(B/A)	給与費
千円	千円
6, 584	6, 819

- 注1 職員手当には退職手当を含まない。
- 注2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任 用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
- 注3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれて おり、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



注1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、 国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一) 適用職員の俸給月額を100として計算した指数をいう。

(4)給与改定の状況

①月例給

		人事委員:		(参考)		
区分	民間給与	公務員給与	較差	勧告	給与改定	国の改定率
	A	В	A - B	(改定率)	率	
R5年度	362, 465円	358,819円	3,646円	1. 02%	1.02%	1.1%
			(1.02%)			

注 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末·勤勉手当)

			人事委員会		(参考)		
区	分	民間の支給	公務員の	較差	勧告	年間支給月数	国の年間
		割合	支給月数	A - B	(改定月数)		支給月数
		A	В				
R5年	F度	4.48月	4.40月	0.08月	0.10月	4.50月	4.50月

- 注 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」 は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。
 - (5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び 地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

(給料表の改定時期) 平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級(全号給)及び2級の初任給に係る号給については引き下げず、3級以上の高位号給については最大で4%引き下げを行う。激変緩和措置のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準に対し、富山県においても同様の基準で支給。 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとした。

支給地域	平成 27 年度	で支給割合	平成 28 年度	平成 29 年度
火 和 地域	4月1日時点	遡及改定後	の支給割合	の支給割合
特別区 (1級地)	17%	17.5%	20%	20%
国基準	18%	18.5%	20%	20%
大阪市(2級地)	1 4 %	14.5%	16%	16%
国基準	15%	15.5%	16%	16%
名古屋市 (3級地)	1 2 %	13%	15%	15%
国基準	13%	1 4 %	15%	15%
富山市 (7級地)	2 %	2 %	3 %	3 %
国基準	3 %	3 %	3 %	3 %

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。 (平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富山県	43歳5月	321, 576 円	393, 093 円	350,854 円
国	42歳5月	322, 487 円	_	404, 015 円
都道府県平均	42歳6月	319, 151 円	407, 064 円	360, 813 円

②技能労務職

		公務員					民間			
	区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給料月額 (B)	A/B
	富山県	59歳7月	13人	254, 669 円	274, 046 円	260, 293 円	_	_	_	
	うち運転手	61歳8月	8人	247, 575 円	267, 481 円	252, 491 円	自家用自動車 運転者	62歳10月	198, 400 円	1. 35
	うち用務員	58歳4月	2人	254, 750 円	263, 919 円	259, 045 円	用務員	49歳1月	241,700円	1.09
	国	51歳2月	1,941人	286, 942 円	_	329, 178 円	_	_		
7	都道府県平均	54歳0月	157人	309, 751 円	363, 470 円	340, 288 円	_	_	_	

Þ	区分	参考				
		年収ベース(試算値)の比較				
		公務員(C)	民間 (D)	C/D		
信	『 山県			_		
	うち運転手	4, 220, 872 円	2,466,500 円	1.71		
	うち用務員	4,021,728円	3, 253, 900 円	1. 24		

- 注1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。 (令和 2~令和 4 年の 3 τ 年平均)
- 注2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に 一致しているものではない。
- 注3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、 公務員においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
富山県	45 歳 2 月	367, 351 円	411,620 円	
都道府県平均	44歳10月	369, 044 円	430, 934 円	

④ 小·中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	41歳8月	348, 218 円	381, 411 円
都道府県平均	41歳10月	353, 669 円	409, 129 円

⑤ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富山県	38 歳 2 月	317,021 円	421, 403 円	340, 427 円
玉	41歳7月	323,004 円	_	382, 749 円
都道府県平均	38歳11月	328, 653 円	472, 237 円	378, 067 円

- 注1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 注2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区	分	富山県	国
一般	大学卒	191,700 円	185, 200 円
行 政 職	高校卒	158,900 円	154,600 円
技 能	高校卒	151,900 円	
労 務 職	中学卒	143,800 円	
高等学校	大学卒	214, 200 円	
教育職	短大卒	189,800 円	
小・中学校	大学卒	214, 200 円	
教育職	短大卒	192, 700 円	
警察職	大学卒	219, 200 円	214, 900 円
章 祭 戦	高校卒	184,800 円	178,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

経	験年数	10 年以上	15 年以上	20 年以上	25 年以上	30 年以上
区分		15 年未満	20 年未満	25 年未満	30 年未満	35 年未満
一般	大学卒	284, 500 円	333, 500 円	370,600 円	391, 400 円	402,800円
行 政 職	高校卒	248, 500 円	275,600 円	329, 300 円	362,600 円	379, 300 円
技 能	高校卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し	302, 500 円	286, 300 円
労 務 職	中学卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し	該当者無し	該当者無し
高等学校	大学卒	330,700 円	370, 100 円	402,500 円	422,900円	435, 400 円
教育職	短大卒	286, 400 円	302, 200 円	357,800 円	377,000 円	402, 200 円
小・中学校	大学卒	335, 300 円	375,000 円	400,500 円	417, 500 円	428, 500 円
教育職	短大卒	331,900 円	349, 300 円	385, 500 円	399, 700 円	415,900円
警察職	大学卒	301,000 円	347, 900 円	388,800 円	408, 300 円	411,000円
言 祭 娰	高校卒	272, 100 円	312,000 円	361,800円	390,000円	406,600円

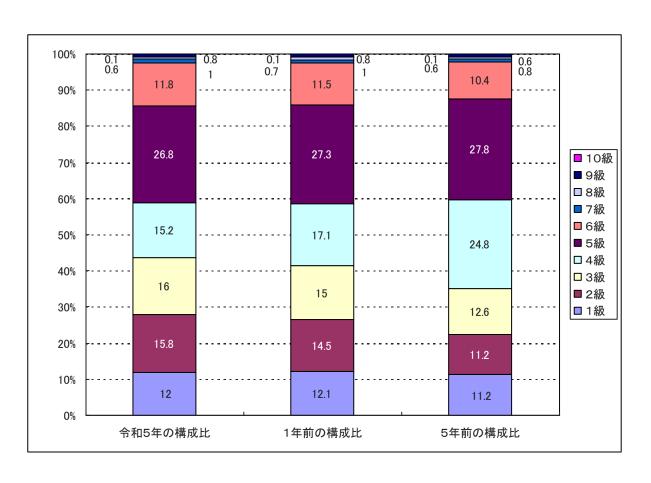
注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

マハ	標準的な	職員数	構成比	1号給の	最高号給の	参	考
区分	職務内容	(人)	(%)	給料月額	給料月額	1年前の構成比	5年前の構成比
1級	主事、技師	386	12.0	150, 100 円	247,600 円	12. 1	11. 2
2級	主事、技師	507	15.8	198, 500 円	304, 200 円	14. 5	11.2
3級	係長、主任	515	16.0	234, 400 円	350,000円	15.0	12.6
4級	係長、主任	488	15. 2	266,000円	381,000円	17. 1	24.8
5級	本庁の課長補佐、 大規模出先機関の課長	862	26.8	290, 700円	393,000円	27. 3	27.8
6級	本庁の課長、 出先機関の長	381	11.8	319, 200 円	410, 200 円	11.5	10. 4
7級	本庁の室長、 大規模出先機関の長	31	1.0	362,900円	444,900円	1.0	0.8
8級	本庁の次長	21	0.6	408, 100 円	468,600 円	0.7	0.6
9級	本庁の部長	27	0.8	458, 400 円	527, 500 円	0.8	0.6
10級	本庁の部長	1	0. 1	521,700円	559, 500 円	0. 1	0. 1

- 注1 富山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

	令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ.	イ. 人事評価を活用している)	()	
	活用している昇給区分	昇給可能な区	昇給実績があ	昇給可能な区	昇給実績があ	
	位用 している 弁和 色力	分	る区分	分	る区分	
	上位、標準、下位の区分	0	0	0	0	
	上位、標準の区分					
	標準、下位の区分					
	標準の区分のみ(一律)					
口.	人事評価を活用していない					
	活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富山県	国		
1人当たり平均支給額(R4 年度) 1,579 千円	_		
(R4 年度支給割合)	(R4 年度支給割合)		
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当		
2.4 月分 2.0 月分	2.4月分 2.0月分		
(1.35) 月分 (0.95) 月分	(1.35)月分 (0.95)月分		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
職務上の段階による加算措置	職務上の段階による加算措置		
役職加算 5~20%	役職加算 5~20%		
管理職加算 15~25%	管理職加算 10~25%		

注 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ.	イ. 人事評価を活用している))
	活用している成績率	支給可能な成 績率	支給実績がある成績率	支給可能な成 績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	0	0	0	0
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ (一律)				
口.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

富山県					玉	
		1	١,			
支給率	自己都合	定年		支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24. 586875 月分		勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分
	(勤続 43 年以上)	(勤続 35 年以上)			(勤続 43 年以上)	(勤続 35 年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)				その他の加算	惜置 定年前早期 (3%~45	引退職特例措置 5%加算)
 1人当たり	自己都合	その他				
平均支給額	2,788 千円	21,968 千円				

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度活		1, 223, 954 千円		
支給対象職員1人当たり) 平均支給額(令和4	年度決算)		149, 463 円
支給対象地域(職種)	支給率	支給対象職員数		国の制度 (支給率)
東京都特別区	20%	17	人	20%
大阪市	16%	1.	人	16%
名古屋市	15%	1.	人	15%
富山市	3 %	7, 872	人	3 %
上記以外の県内市町村	0 %	7,070	人	0 %
医師	16%	270	人	16%
総計・平均支給率 (注)	1.86%	15, 231	人	1.86%
地域手当補正後ラスパイト		99. 3		
(ラスパイレス指数)				(99. 3)

- 注1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。
- 注2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令	和4年度決算)		1,456,820 千円	
支給対象職員1	人当たり平均支給額(令和	口4年度決算)		222, 551 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度) 注()内は、一般行政職員に占める手当支給職員の割合				42. 8% (7. 0%)
手当の種類(手当数)				28 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象	之業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	経営管理部税務課(庁舎外 で業務に従事する者に限 る。)又は県税事務所に勤務 する職員	県税の賦課、徴収等		日額 740 円以内
指導訓練手当	消防学校に勤務する職員	・消防学校の実技訓	練	日額 450 円

社会福祉業務 手当	厚生センター、障害者相談 センター等に勤務する職員	厚生センター等における福祉 業務	業務により月額 20,000 円以内又は日額 500 円 以内
社会福祉施設 等業務手当	富山学園等に勤務する職員	社会福祉施設における保護、看 護、指導訓練等	給料月額の 100 分の 16 以内
病院業務手当	中央病院に勤務する職員	病院業務	月額 17,420 円以内又 は給料月額の 100 分の 8 以内
医療業務手当	本庁、厚生センター等に勤務する医師又は歯科医師である職員	医療又は公衆衛生業務	業務により月額80,000 円以内又は勤務1回に つき9,000円以内又は 勤務1時間につき 2,100円
看護職員処遇 改善手当	中央病院に勤務する助産 師、看護師及び准看護師で ある職員		月額 12,000 円
夜間看護手当	中央病院に勤務する助産師 若しくは看護師である職員	午後 10 時から午前 5 時までの 看護等の業務	勤務1回につき 3,550 円以内、通勤距離によ り 1,140円以内の額を 加算
精神保健業務 手当	厚生センター、心の健康センター等に勤務する職員	精神障害者の相談指導、護送等	日額 300 円
野犬捕獲手当	厚生部生活衛生課又は厚生 センターに勤務する職員	野犬の捕獲、殺処分	日額 450 円
有害毒物等取 扱手当	研究所等に勤務する職員	・毒劇物を使用した研究・病理細菌の試験検査・汚水施設等を有する工場等の立入検査等	日額 300 円
放射線等取扱 手当	厚生センター、研究所等に 勤務する職員	放射線を照射する作業	日額 740 円以内

感染症等防疫 手当	従事職員	・感染症患者の救護作業等	日額 300 円
	従事職員	・新型コロナウイルス感染症に係る緊急措置に関する作業	日額3,000円 (新型コロナウイルス 感染症の患者若しくは その疑いのある者の身 体に接触して又はこれ らのものに長時間にわ たり接して行う作業に 従事した場合は、日額 4,000円)
と畜検査等手 当	従事職員 食肉検査所に勤務すると畜 検査員等	・獣畜のと殺・解体 ・死亡家畜の解体検査等	業務により給料月額の 100分の10以内又は日 額1,200円以内
麻薬取締手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額 820 円
職業訓練手当	技術専門学院に勤務する職員	職業訓練の実習指導	給料月額の100分の8
家畜保健衛生 業務手当	家畜保健衛生所に勤務する 獣医師である職員	家畜の伝染病防疫、疾病の診断等	月額 18,000円
乗船手当	農林水産部水産漁港課、農 林水産総合技術センター等 に勤務する職員	・漁業取締、水産試験調査 ・渡船の運航 ・ひき船作業	業務により日額 810 円 以内又は月額 6,600 円
特殊自動車等運転手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 670 円以内
用地交渉手当	土木センター、農林振興セ ンター等に勤務する職員	用地の取得等のための交渉の 業務	日額 1,000 円以内
特殊現場作業 手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	足場が不安定な箇所等における土木工事等の調査、測量等	日額 300 円等
高圧ガス等検 査手当	計量検定所、土木センター 等に勤務する職員	高圧ガスの製造施設等の立入 検査	日額 300 円

警察職員業務 手当	地方警察職員	・山岳遭難者救助作業 ・銃器犯罪捜査作業 等	日額 2,000 円等
教員特殊業務 手当	教育職員	・非常災害時における児童の保護等・週休日の部活動での指導等	日額 16,000 円以内
多学年学級担 当手当	教育職員	2以上の学年をもって編成し た学級の担任	日額 290 円
教育業務連絡 指導手当	小学校、中学校等に勤務する教諭又は養護教諭	教務主任、学年主任、生徒指導 主事、進路指導主事等の担当業 務	日額 200 円
教員兼務手当	教育職員	昼間授業本務職員の夜間授業、 夜間授業本務職員の昼間授業	授業1時間1,070円
道路補修手当	土木センターに勤務する単 純労務職員	道路補修業務	日額 270 円

(5) 時間外勤務手当

	支給 実績	職員1人当たり平均支給年額
令和4年度決算	3, 221, 914 千円	432 千円
令和3年度決算	3, 137, 392 千円	423 千円

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (84年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給額 (R4年度決算)
扶養手当	(1) 扶養親族 1 人につき 行政職給料表 7 級以下 は 6,500 円、行政職給料 表 8 級相当以上は 3,500 円 ただし子は 10,000 円 (2) 満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間に ある子 1 人につき、 5,200 円を加算	異	○国の制度(1)同じ(2)満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	千円 1, 260, 333	円 251, 764

	借家等	異	○国の制度	千円	円
	100 10	75		740, 660	302, 929
			(1)家賃 27,000 円以下の場合	. 10, 000	002,020
住居手当	家賃-12,000円		家賃—16,000円		
	(2)家賃 23,000 円を超える場合		(2)家賃 27,000円を超える場合		
	11,000円+(家賃-23,000円)/2		11,000円+(家賃-27,000円)/2		
	(最高限度額 28,000円)	Ш	(最高限度額 28,000 円)	4 m	
	(1)交通機関利用職員	異	○国の制度	千円	円 106 169
	6 箇月定期券等の価額に		(1)同じ	1, 397, 597	106, 168
	よる一括支給				
	全額支給限度額				
	1 箇月当たり 55,000 円				
通勤手当	(2)交通用具使用職員		(2)距離段階区分に応じ		
	距離段階区分に応じ		2,000 円~31,600 円		
	2,000 円~34,890 円		(3)なし		
	(3)駐車料金				
	駐車料金-3,000円				
	(上限 3,000 円)				
	医学等に関する専門的知識	異	獣医師が支給対象となって	千円	円
	を必要とし、かつ採用による		いる。	617, 758	2, 159, 995
	欠員の補充が困難な職に採				
	用された職員に支給				
	医師・歯科医師				
 初任給	採用後 35 年以内の期間、 採用から1年を経過するご				
初压和 調整手当	とにその額を逓減して支給				
	(最高支給月額 308, 600 円)				
	獣医師				
	採用後 20 年以内の期間、				
	採用から1年を経過するご				
	とにその額を逓減して支給				
	(最高支給月額 35,000 円)				
	公署を異にする異動等に伴	同		千円	円
	い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し、単			49, 186	420, 393
	により配偶有等と別店し、単 身で生活することを常況と				
単身赴任	する職員に支給				
手当	30,000 円+加算額(※)				
1 —	※職員の住宅と配偶者等の				
	住居との交通距離が 100 k m				
	以上の場合に 8,000~70,000				
	円を加算			<u> </u>	
管理職	管理又は監督の地位にある	同		千円	円 700.070
手当	職員に当該職の区分に応じ			1, 144, 388	790, 870
	て 146, 400 円以内を支給				

	// P Me > - 1		, p. 111 \	7 II	m [
休日勤務 手当	休日等において正規の勤務 時間中に勤務した職員に支 給 1時間当たりの給与額× 1.35×時間数	異	1時間当たりの給与額の算定に、寒冷地手当、特地勤務手当・へき地手当、月額の特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当を含める。	千円 486, 356	円 65, 292
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10 時から翌日の午前5時までの 間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額× 0.25×時間数			千円 235, 124	円 31, 564
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎・設備の保全等 6,800円 ・福祉施設等における管理監督 7,400円 ・医療当直看護師等6,900円 医師 21,000円	同		千円 557, 746	円 309, 515
管理職員 特別勤務 手当	(1)管理職手当支給対象職員 が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下4,000~12,000円 6時間超 6,000~18,000円 (2)管理職手当支給対象職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合に2,000~6,000円を支給	同		千円 7,635	円 848, 333
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に 11 月から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 ・その他の職員月額7,360円	同		千円 11,393	円 58, 729
特地勤務 手当	生活の著しく不便な地に所 在する公署に勤務する職員 に給料及び扶養手当の合計 額に一定割合を乗じて得た 額を支給 1級地 4% 3級地 12% 2級地 8% 4級地 16%	同		千円 12, 459	円 1, 132, 675
義務教育 等教員 特別手当	小中学校、高等学校、特別支援諸学校に勤務する教育職員に級号給に応じて 2,000~8,000 円を支給			千円 508, 191	円 64, 870

产n+++il	定時制・通信制教育に従事す	千円	円
定時制	る教育職員に給料の6%(管	49, 543	210,820
通信教育	理職手当受給職員は4%)を		
手当	支給		
	実習を伴う農業・水産・工業	千円	円
産業教育	に関する科目を主として担	73, 433	279, 214
手当	任する教育職員に給料の		
	6 %を支給		
	山間地等に所在する学校に	千円	円
	勤務する教育職員に給料及	26, 085	289, 829
へき地	び扶養手当の合計額に一定		
手当	割合を乗じて得た額を支給		
十三	1級地 8% 4級地 20%		
	2級地12% 5級地 25%		
	3級地16% 準ずる地域4%		
	普及指導員が普及指導業務	千円	円
農林漁業 普及指導	に従事したときに、級に応じ	18, 280	174, 095
	て 8,500~14,500 円を支給		
手当	ただし、管理職は支給対象外		

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区	分	給料·報酬月額						
給	知 事	1, 300, 000 円						
料	副知事	1,020,000 円						
+ :n	議長	910), 000 円					
報酬	副議長	860), 000 円					
⊟ /11	議員	780,000 円						
	知 事	(R4 年度支給割合)						
期士	副知事	3.3月分						
末手	議長	(R4 年度支給割合)						
当	副議長	3.3月分						
	議員							
退		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)				
職手	知 事	130 万円×在職月数×0.53	33,072 千円 (任期名					
当	副知事	102 万円×在職月数×0.4	19,584 千円	(任期毎)				

注 退職手当の1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

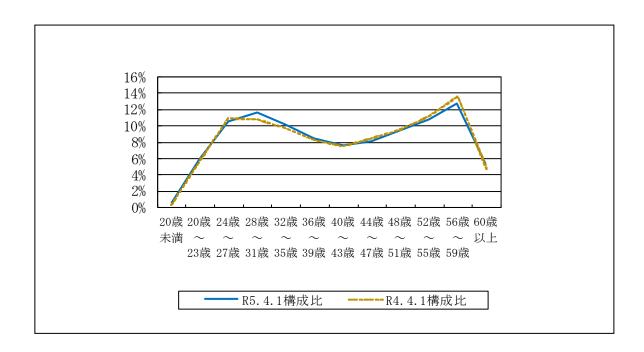
(各年4月1日現在、単位:人)

部門	区分		職員	数数	対前年	主な増減理由
山)[二			令和4年	令和5年	増減数	土な墳板埋田
	総務企	画・税務	719	721	2	
- 般	民生・衛生		780	790	10	・薬事指導課及びくすり振興課の組織体制強化に伴う増
行	商工	・労働	258	258	0	
政						
部	農林水産		755	747	▲ 8	
門	土	木	705	702	A 3	
	小	計	3, 217	3, 218	1	(参考:人口 10 万人当たり職員数 318 人)
等 別	教	育	8, 597	8, 554	▲ 43	・定員の減による教職員数の減
門行	警	察	2, 287	2, 281	▲ 6	
政	小	計	10, 884	10, 835	▲ 49	(参考:人口 10 万人当たり職員数 1,073 人)
会計営	病	院	1, 111	1, 151	40	
会計 公営企業等	そ	の他	127	130	3	・診療体制の強化に伴う増
業 等	-(V2 1世	1, 238	1, 281	43	
	小	計	(81)	(82)	(1)	
合	•	計	15, 339	15, 334	\$ 5	(参考:人口 10 万人当たり職員数 1,519 人)
	計		(81)	(82)	(1)	

注1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを 含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

注2 () 内はフルタイム会計年度任用職員の数であり、外数です。

(2) 年齢別職員数の状況



(令和5年4月1日現在の年齢別職員構成比)

	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		\sim		計									
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	67	889	1, 593	1, 769	1, 538	1, 290	1, 155	1, 222	1, 433	1,635	1, 944	799	15, 334
.114-#4	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
構成比	0.4	5.8	10.4	11.5	10.0	8.4	7. 5	8.0	9.3	10.7	12. 7	5. 2	100

(3) 職員数の推移

		H16. 4. 1									過去5年
											の増減数
		基準	H29. 4. 1	Н30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	累計	(率)
		4, 159	3, 213	3, 197	3, 187	3, 210	3, 216	3, 217	3, 218	_	
		_	△ 16	△ 16	△ 10	23	6	1	1	△941	21
<u> —</u> ў	般行政部門	_	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3	0.7	0.2	0.0	0.0	△ 22.6	0.7
		11, 633	11, 024	10, 970	10, 867	10, 901	10, 887	10, 884	10, 835	_	_
			△ 5	△ 54	△ 103	34	△ 14	△ 3	△ 49	△ 798	△ 135
特別	引行政部門	_	△ 0.0	△ 0.5	△ 0.9	0.3	△ 0.1	△0.0	△ 0.4	△ 6.9	△ 1.2
		9, 429	8, 741	8, 672	8, 591	8, 593	8, 588	8, 597	8, 554	_	_
		_	△ 21	△ 69	△ 81	2	△ 5	9	△ 43	△ 875	△ 118
	教育部門	_	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.9	0.0	△ 0.1	0.1	△ 0.5	△ 9.3	△ 1.4
		2, 204	2, 283	2, 298	2, 276	2, 308	2, 299	2, 287	2, 281	_	_
		—	16	15	△ 22	32	△ 9	△ 12	△ 6	77	△ 17
	警察部門	_	0.7	0.7	△ 1.0	1. 4	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.3	3. 5	△ 0.7
		1,048	1, 135	1, 163	1, 166	1, 181	1, 217	1, 238	1, 281	_	_
		_	22	28	3	15	36	21	43	233	118
公'	営企業等	_	2.1	2.7	0.3	1. 3	3.0	1.7	4. 1	22. 2	10. 1
		16, 840	15, 372	15, 330	15, 220	15, 292	15, 320	15, 339	15, 334	_	_
		-	1	△ 42	△ 110	72	28	19	△5	△1,506	4
	合 計	_	0.0	△ 0.2	△ 0.7	0.5	0.2	0.1	△ 0.0	△ 8.9	0.0

- 注1 各項目下欄の上段は対前年度増減数、下段は対前年度増減数の基準数 (H16.4.1 職員数) に対する比率です。
- 注2 累計の下欄の上段は基準数 (H16.4.1 職員数) に対する増減数、下段は基準数 (H16.4.1 職員数) に対する増減率です。